別紙

家族運転の使用目的の拡充について（イメージ図）

（現行制度）

【家族運転】

・障害者手帳等（本人）

・運転免許証（家族）

・自動車の所有（原則本人）

↓

・通院、通学、通所、生業のための使用を対象

・月4回以上、継続的（概ね６ヵ月以上）に使用

・専ら障がい者のために使用することを確認するため証明書（今後６ヵ月以上の使用見込）が必要

【本人運転】

・障害者手帳等（本人）

・運転免許証（本人）

・自動車の所有（本人）

↓

・使用目的、回数要件なし

・専ら障がい者のために使用する蓋然性が高く証明書不要

（拡充後）

【家族運転】

・障害者手帳等（本人）

・運転免許証（家族）

・自動車の所有（原則本人）

↓

・障がい者が社会生活を営むための全ての使用（社会参加活動）を対象

・月4回以上、継続的（概ね６ヵ月以上）に使用（変更なし）

・減免申請者の申出により確認

【本人運転】

　変更なし